

第 45 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

<日時>令和7年2月25日(火) 13:30-16:15

<場所>鳥取県栽培漁業センター(Web参加)

<出席者>朝日田委員、有田(鳥取県)

<主な内容>

1 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(概要)

- ・くろまぐろ遊漁専門部会での議論の報告を受け、令和7年4月1日以降のくろまぐろ遊漁に関する委員会指示、届出制の導入について審議。

(内容)

○くろまぐろ遊漁専門部会での議論

- ・合同会議を3回開催(R6.12.12、R7.1.17、R7.2.12)。
- ・くろまぐろ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しの方方向性ほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースの是非など幅広い事項について議論された。

○くろまぐろ遊漁に関する委員会指示(案)について

- ・小型魚(30kg未満)の採捕禁止:変更なし
- ・大型魚(30kg以上)は1人 $\boxed{\text{毎月}}$ 1尾まで。(現行では1人 $\boxed{\text{1日}}$ 1尾:多くの遊漁者へ採捕機会を確保するため。)
- ・遊漁者がくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合、陸揚げした日から1日(翌日)以内に水産庁へ報告。(現行では3日以内:上限数量の超過は年度後半の採捕に影響するためタイムラグのない数量把握を行う。)
- ・採捕したくろまぐろ(大型魚)の情報について、「重量」、「尾数」、「陸揚げ日」、「採捕した海域」、「遊漁船を利用した場合の遊漁船名及び登録都道府県」に、新たに「尾さ長が確認できる写真」、「計量方法」、「尾さ長」、「陸揚げ場所」、「遊漁船を利用した場合は遊漁船登録番号」、「遊漁船以外の船舶を利用した場合は、船舶番号又は船舶検査済票の番号」を加える。
- ・虚偽報告抑止策として二重認証システム(電話番号認証)と本人確認書類の提出を導入。
- ・指示の有効期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間とする。(現行は1年間:違反者への対処を可能とするため)
- ・令和7年度の遊漁による管理数量60トン(令和6年度までの40トンから増加)を適切に管理するため、毎月の管理数量を5トンとし、遊漁におけるくろまぐろ大型魚の採捕量が5トンを超える恐れが生じた場合、当該月の採捕を禁止する。
(令和6年度は総管理数量40トンを以下の区分で管理)
 - 4~5月-5トン、6月-7トン、7月-7トン、8~9月-7トン、10~12月-5トン、1月-5トン、2~3月-※
- ※ 概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量
→原案のとおり承認された。

○届出制の導入について

- ・くろまぐろ遊漁の全体像が不明であることから、全体像を把握するため、委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入。
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者及びクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運行する者が届出対象者とする。
→新規の管理措置の導入について承認された。

○キャッチアンドリリースの是非について

- ・採捕が禁止された後のキャッチアンドリリースの可否については、委員の間で意見が分かれ、継続審議となっている旨、事務局より報告を受けた。

(質疑応答)

- ・私たち漁業者は、鰓腹を除いた重さで管理しているが、遊漁者も鰓腹を除いた重さで計量するのか。それとも、鰓腹を含めた重さで計量するのか。(那覇地区漁業協同組合・山内委員)
⇒まだ遊漁者に対する処理の仕方については具体的に決めていないが、鰓腹も含めた計量になるのではないかと思う。(事務局)
- ・なぜ、承認制ではなく届出制なのか。(那覇地区漁業協同組合・山内委員)
⇒日本全国にどれくらいの遊漁者がいるのかという全体像を把握することに主眼を置いたため、届出制とした。(事務局)
- ・令和7年度の各月の採捕上限は5トンずつということだが、令和6年度の6月、7月、8～9月は5トンを超える割り当てがあった。これはどう理解すればいいのか。(富山県・網谷委員)
⇒クロマグロの来遊については、予測ができない。昨年の初夏は相当な量が来遊したが、一昨年はそうでもなく、傾斜配分が難しいため、毎月5トンの均等割りとした。(事務局)
- ・令和7年度のクロマグロの採捕上限は年間で見ると60トンとなり、令和6年度より20トン増えているのはなぜか。(新潟県・土屋委員)
⇒クロマグロの管理については、水産政策審議会資源管理分科会クロマグロ部会で議論がされて、その中で配分等が決まっていく。昨年の大型魚50%増に合わせて、遊漁も40トンから60トンへ増やすことになった。(事務局)
- ・船からだけでなく、陸から釣る場合も届出が必要なのか。(山形県・加藤委員)
⇒対象は釣り人なので、届出をする必要がある。(事務局)
- ・実績がない方も多く届出すると考えられるが、その方々の取扱いはどのようにするのか。(兵庫県・川越委員)
⇒遊漁の場合は、そのあたりが全く分からないので、届出により実態を把握し、その後、議論していきたいと考えている。(事務局)

2 九州・山口以西海域トラフグに関する委員会指示について

- ・令和7年5月1日から令和8年5月31日までの期間の委員会指示について審議。(鳥取海区は対象外)
- ・これは、規制海域において、総トン数5トン以上の船舶を使用して、とらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は承認を受けなければならないと、総トン数5トン未満の船舶を使用する者は届出をしなければならないというもの。
- ・前回の指示内容から変更はなし。
→原案のとおり承認された。

3 有明海ガザミに関する委員会指示について

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間の委員会指示について審議。(鳥取海区は対象外)
- ・これは、有明海において、令和7年6月1日から同年6月15日までの間、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならないというもの。
- ・前回の指示内容から変更はなし。
→原案のとおり承認された。

- 4 広域資源の管理についてー日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- ・マアジ、マサバ、マイワシ対馬暖流系群の資源評価について、資料に沿って事務局より説明を受けた。
 - ・日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針に基づく令和6年度の取組状況について、資料に沿って事務局より説明を受けた。

(質疑応答)

- ・マアジの漁獲量は、近年、日本は減少しているが、韓国は増加している。これはなぜか。(熊本学園大学・波積委員)
⇒魚の分布が韓国寄りになっているのかもしれないが、具体的な原因はよくわかっていない。(事務局)
- ・海水温の上昇により、操業海域が変わってきているとよく聞かすが、この3種はどうか。(山口県・中島委員)
⇒太平洋側と比べてということだと思うが、海水温の上昇による影響はそれほどないと認識している。(事務局)

5 国が行う特定漁港漁場整備事業(フロンティア漁場整備事業)について

- ・隠岐海峡地区及び大隅海峡地区のフロンティア漁場整備事業について、事務局より資料に沿って説明を受け、事業計画案について承認した。
- ・隠岐海峡地区では、現在マウンド礁が2基(隠岐海峡の西側と東側に1基ずつ)設置されているが、令和7年度から新たに1基(隠岐海峡の東側)設置するための工事が開始される予定。

(質疑応答)

- ・隠岐海峡地区の既設の2基の効果はどうか。(鹿児島県・阿久根委員)
⇒効果について調査を毎年行っているが、動物プランクトンの湧昇に効果があることは認めている。(事務局)
・中型まき網の船主からは、「効果がある」と聞いている。(山陰旋網漁業協同組合・岩田委員)
- ・「マウンド礁の整備後は保護水域の設定により、半径1マイルの範囲内での対象魚種の採捕を禁止する」と説明があったが、保護水域の設定、遵守、違反したときの措置について、どのように取り組まれるのか。(鳥取県・朝日田委員)
⇒自主禁漁という形であるため、特にペナルティを明確に課しているわけではない。これまでも違反はなかったと承知している。(事務局)
- ・資料の計画書案に、このたびの事業に関係する保護水域の記載がないようだが。(鳥取県・朝日田委員)
⇒保護水域は、日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針へ記載しており、このたび増設される分についても、この方針へ記載される。(事務局)

6 その他

(1) TAC 資源拡大に向けた検討状況について

- ・水産庁から TAC 資源の拡大を進めており、ブリが令和7年4月から TAC 管理開始予定であること、ベニズワイガニ日本海系群のステークホルダー会合は3月を予定していることについて説明を受けた。

(質疑応答)

- ・ブリやタラが TAC 管理に入ってくるが、これで全体の何%ほどになるか。(佐賀県・後藤委員)
⇒詳しい資料は今持ち合わせていないが、6、7割ほどだと思われる。(事務局)

(2) 令和7年度資源管理関係予算について

- ・水産庁より、漁業収入安定対策事業(160億円)、資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進に係る予算(88億円の内数)、内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策に係る予算(13億円)等について、説明を受けた。

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐろ遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12, R7.1.17, R7.2.12）。
クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバックリミット（保有制限）		1人1日1尾	1人毎月1尾
採捕報告の期限		陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
採捕報告の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	<ul style="list-style-type: none"> 重量、尾数 陸揚げ日 採捕した海域 	<ul style="list-style-type: none"> 重量、尾数 尾さ長が確認できる写真 計量方法（はかり、目測など） 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） 陸揚げ日 採捕した海域 陸揚げ場所
	船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県 （遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号 （遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
虚偽報告抑止策			<ul style="list-style-type: none"> 二重認証システム（電話番号認証）の導入 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

2

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
 なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 電話番号 メールアドレス 使用予定船舶（任意） 出入港予定場所（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 電話番号 メールアドレス 船名 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月〇日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ/システム（開発中）	
未届出者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行っていない者はクロマグロの採捕してはならない。 クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

3

Ⅲ その他（キャッチアンドリリース（C&R）について）

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるため、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号 (案) の概要

1. 委員会指示第 79 号 (案) の概要

(1) くろまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

ア 1人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くろまぐろ (大型魚) の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から 1日以内に委員会に報告。

① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

② 採捕した大型魚の尾数、重量 (計量方法を含む)

③ 尾さ長 (ふん端から尾さまでの長さをいう。)

④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所

⑤ 大型魚を採捕した海域

⑥ (遊漁船を利用した場合) 船名、登録都道府県、遊漁船登録番号

⑦ (遊漁船以外の船舶を利用した場合) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真

② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム (電話番号認証) を導入。

(4) 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

令和 7 年度については、全海区における遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕を禁止する。

（単位：トン）

時期	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月
数量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度の採捕状況等を踏まえ設定。

（参考）今年度の時期別数量の実績（令和 7 年 1 月 8 日現在）

（単位：トン）

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年 1月	2～3月	合計
数量	5	7	7	7	5	5	※	40
実績	8.2	8.8	10.2	4.9	4.3	1.6	—	38.0
採捕禁止	4/6-5/31	6/5-30	7/7-31	8/5-9/30	—	1/9-3/31	—	

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。



マアジ (対馬暖流系群) ①

マアジは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。

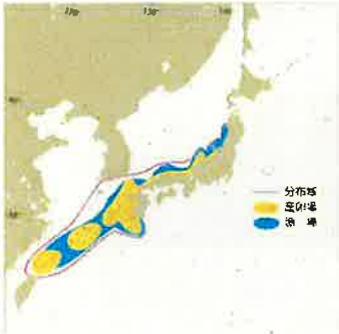


図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域まで広く分布する。

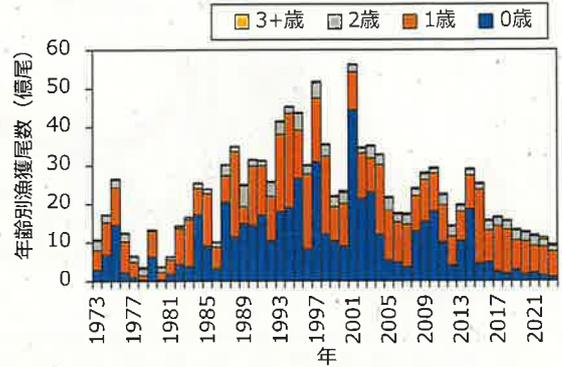
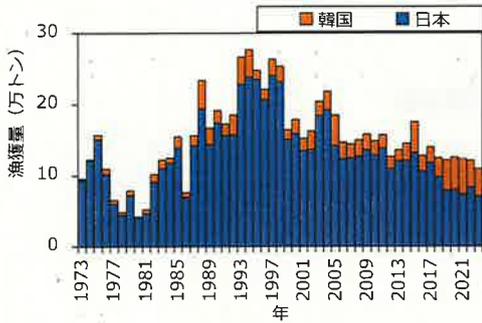


図2 漁獲量の推移



日本と韓国を合わせた漁獲量は、1980～1990年代に増加し、1988、1993～1998年には20万トンを超えた。その後、減少傾向を示したが、2006年以降はほぼ横ばいで、2023年は10.9万トンであった。そのうち日本は7.1万トン、韓国は3.9万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳魚以上が占める割合は少ない。

マアジ (対馬暖流系群) ②

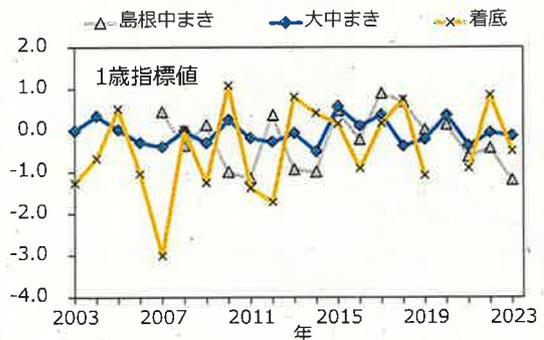
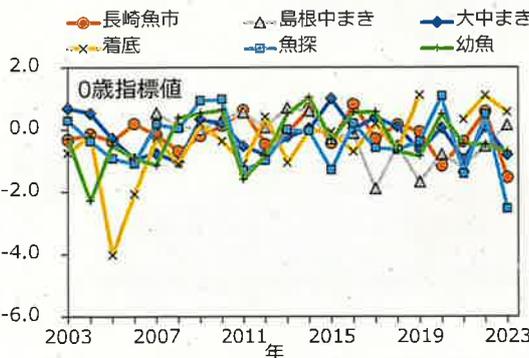
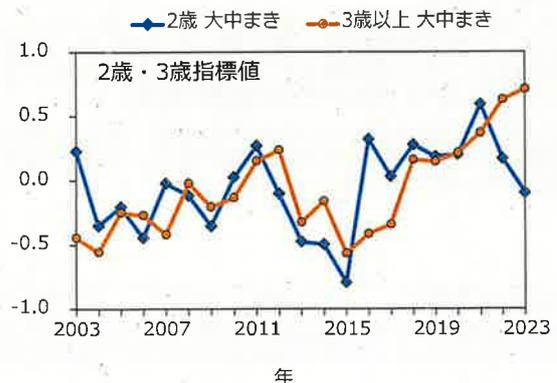


図4 年齢別資源量指標値の推移

年齢別資源量指標値には調査船調査の結果や漁況(CPUE)を反映した値を用いた(各指標値は平均値で規格化した後、対数をとって示した)。2023年は3歳魚以上の指標値以外は前年と比較して減少しているものが多かった。



マアジ (対馬暖流系群) ③

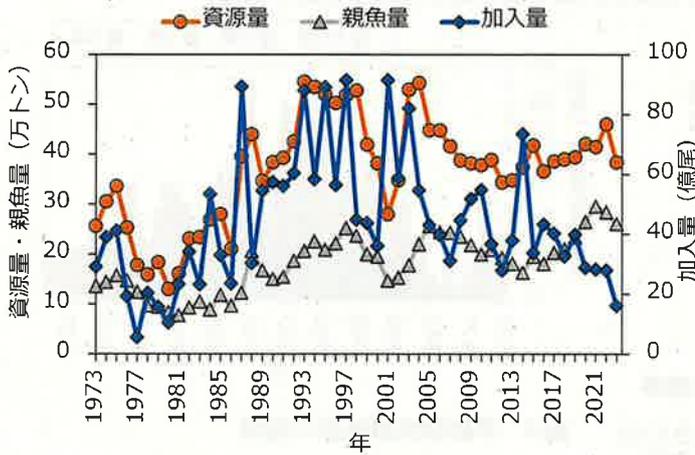


図5 資源量・親魚量・加入量

資源量は2013～2022年は34.7万～46.0万トンの範囲で推移し、2023年は38.4万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降、30億尾を下回り、低い水準にあると推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）で見ると横ばい傾向で、2023年には26.1万トンであった。

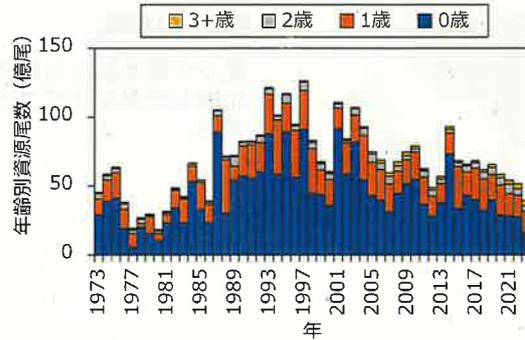


図6 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、2014年に0歳魚尾数が多かったが、2015年以降の0歳魚尾数は16億～43億尾で推移した。

マアジ (対馬暖流系群) ④

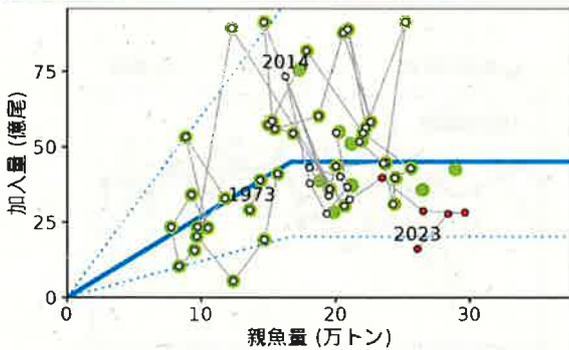


図7 再生産関係

1973～2017年の親魚量と加入量に対し、ホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。なお、赤丸は直近5年の観測値である。

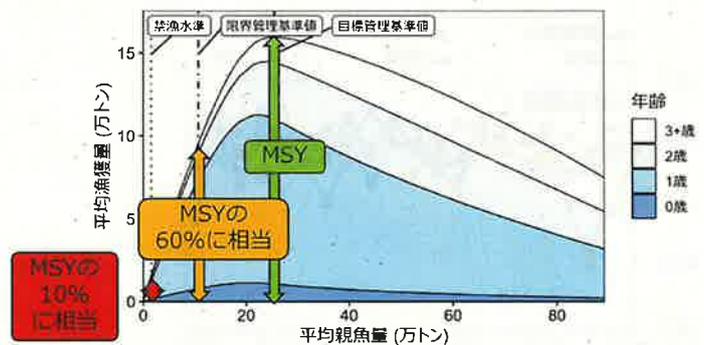


図8 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.4万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
25.4万トン	10.7万トン	1.6万トン	26.1万トン	15.8万トン	10.9万トン

マアジ (対馬暖流系群) ⑤

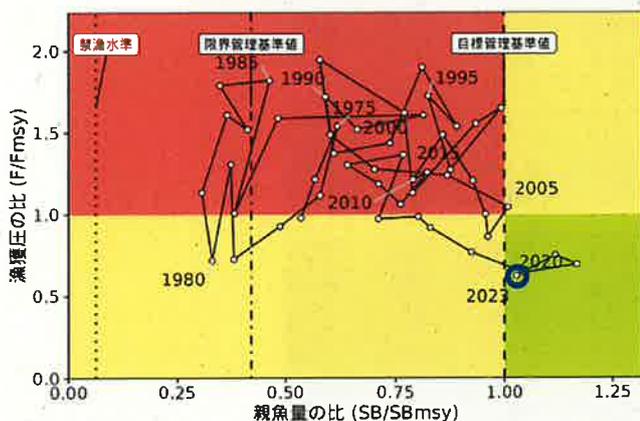


図9 神戸プロット (神戸チャート)

2020～2023年の親魚量 (SB) は、最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っている。漁獲圧 (F) は、2016年以降、SBmsy を維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っている。

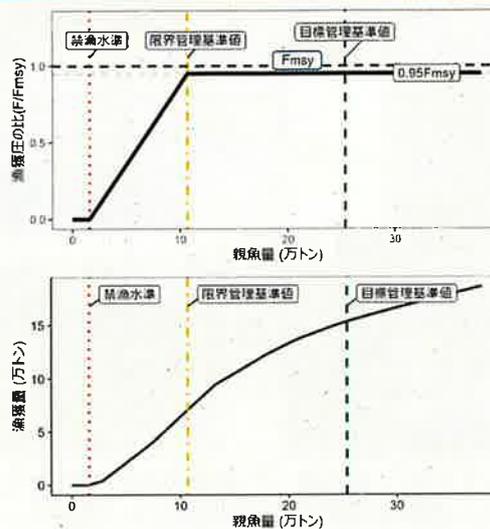


図10 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マアジ (対馬暖流系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)

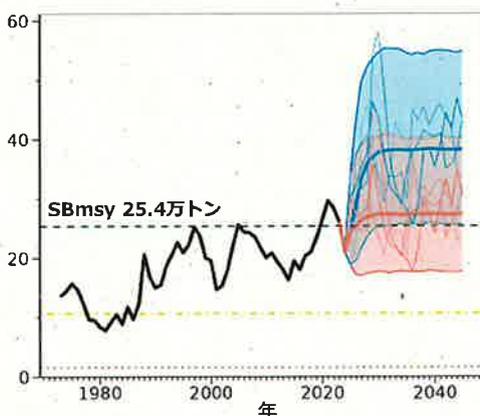
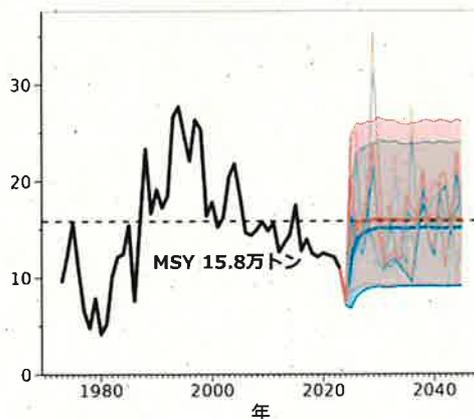


図11 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

$\beta=0.95$ とする漁獲管理規則での漁獲を継続することにより、平均値としては親魚量はSBmsyを上回った後、漁獲量はMSY水準に達した後、ともに横ばいで推移する。

将来の漁獲量 (万トン)



- 漁獲シナリオに基づく将来予測 ($\beta=0.95$)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値
- 限界管理基準値
- 禁漁水準

マアジ (対馬暖流系群) ⑦

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

2031年に親魚量が目標管理基準値 (25.4万トン) を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1.0	21.1	24.5	24.7	25.3	25.5	25.6	25.8	25.7	46%
0.95			25.4	26.5	27.0	27.2	27.4	27.4	57%
0.9			26.1	27.7	28.5	28.8	29.1	29.2	66%
0.8			27.6	30.4	31.9	32.6	33.1	33.2	84%
現状の漁獲圧			29.2	33.6	35.9	37.0	37.8	38.1	95%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.0	7.6	15.1	16.0	16.0	16.0	16.0	16.1	16.0
0.95		14.6	15.7	15.8	15.9	16.0	16.1	16.0
0.9		14.1	15.4	15.6	15.8	15.8	16.0	15.9
0.8		13.0	14.8	15.1	15.4	15.5	15.6	15.6
現状の漁獲圧		11.8	13.9	14.5	14.8	15.0	15.1	15.1

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 β に0.95を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う(赤枠)。2024年の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧(2021~2023年の平均： $\beta=0.70$ 相当)により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は14.6万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は57%と予測される。併せて、 β を0.8~1.0の範囲で変更させた場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC (万トン)	2025年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2021-2023)	2025年の漁獲割合 (%)
14.6	24.5	1.35	31

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



マサバ (対馬暖流系群) ①

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。



図1 分布域

東シナ海南部から日本海北部沿岸域、さらに黄海まで広く分布する。

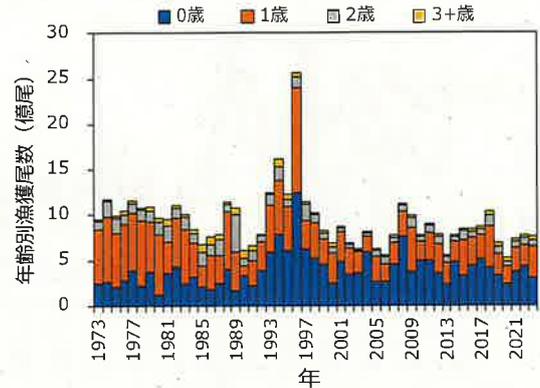


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（オレンジ）を中心に構成されており、2歳以上が占める割合は少ない。

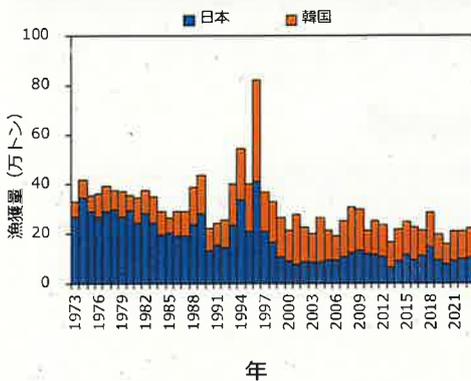


図2 漁獲量の推移

日本と韓国を合わせた漁獲量は、1970～1980年代は安定していたが、その後減少し、1996年に急増したあと、再び減少した。2000年代以降はほぼ横ばいであり、2023年は22.2万トンであった。そのうち日本は10.2万トン、韓国は12.0万トンであった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ②

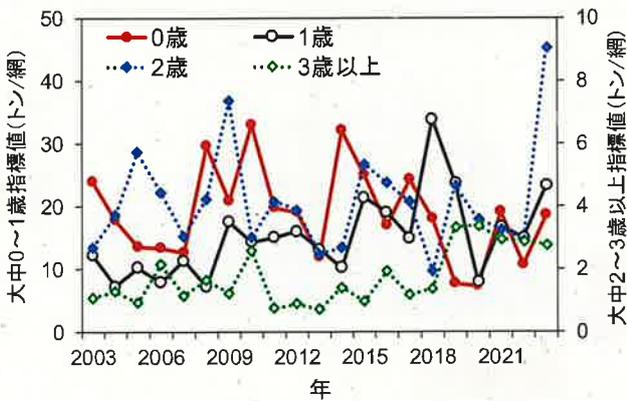
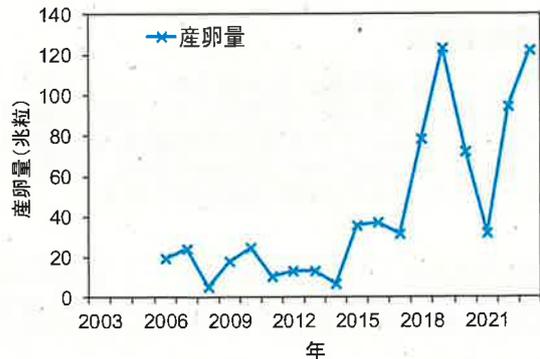
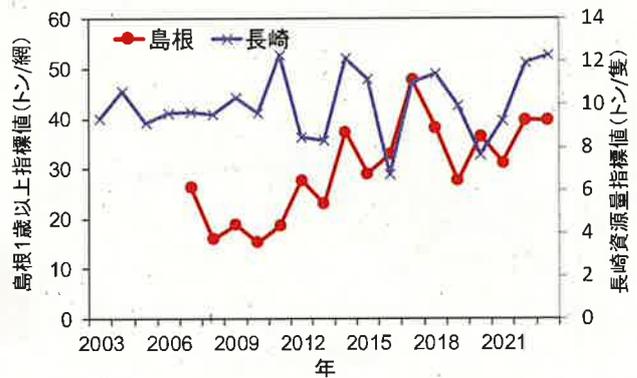


図4 資源量指標値

資源量指標値には、大中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、島根県中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）、長崎県中型まき網CPUE（1隻当たりの漁獲量）、産卵量を用いた。0歳魚指標値を除くいずれの指標値も、2023年は平年よりも高い水準を示した。



本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ③

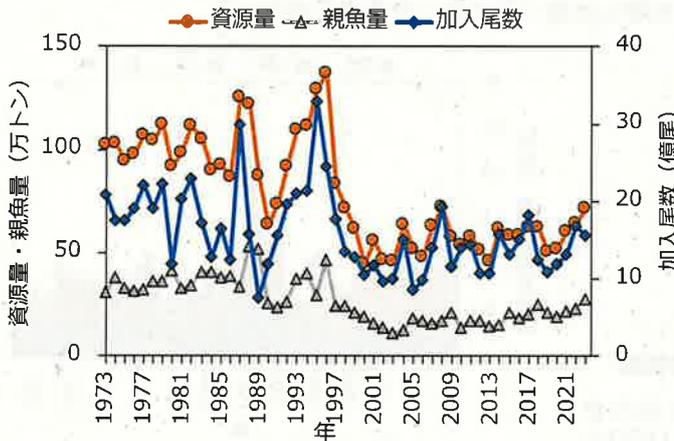


図5 資源量・親魚量・加入量

資源量は2019年の低加入などの影響で減少し、2019年に50.5万トンとなったが、2021年以降やや回復し、2023年は71.4万トンであった。加入量（0歳の資源尾数）は2019年は低かったが、2023年は15.6億尾と推定された。親魚量は直近5年間（2019～2023年）でみると増加傾向で、2023年には27.9万トンであった。

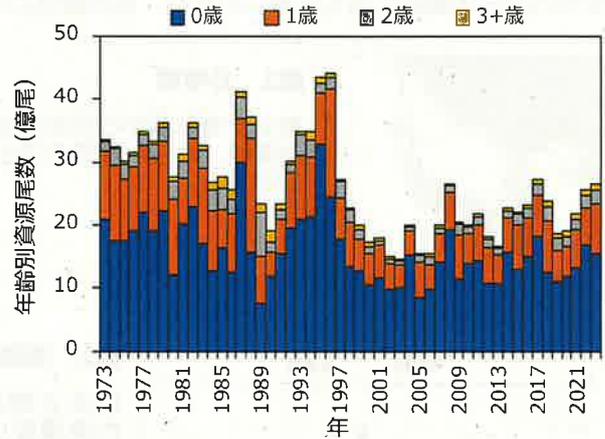


図6 年齢別資源尾数

0歳魚と1歳魚の占める割合が高い。近年では、0歳魚尾数は2017年は18.3億尾と多かったが、2019年は10.9億尾と少なかった。その後増加し、2022年は16.9億尾、2023年は15.6億尾と推定された。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ④

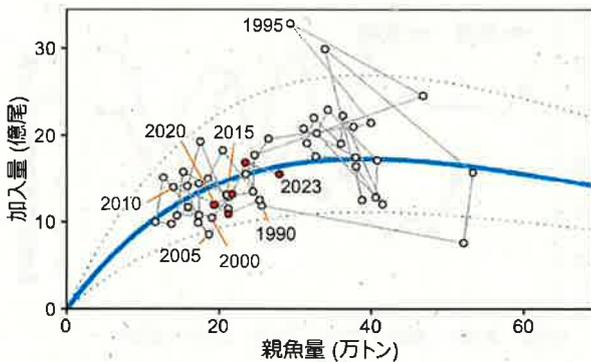


図7 再生産関係

1973～2022年の親魚量と加入量に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。白丸は観測値で、赤丸は直近5年間の観測値である。

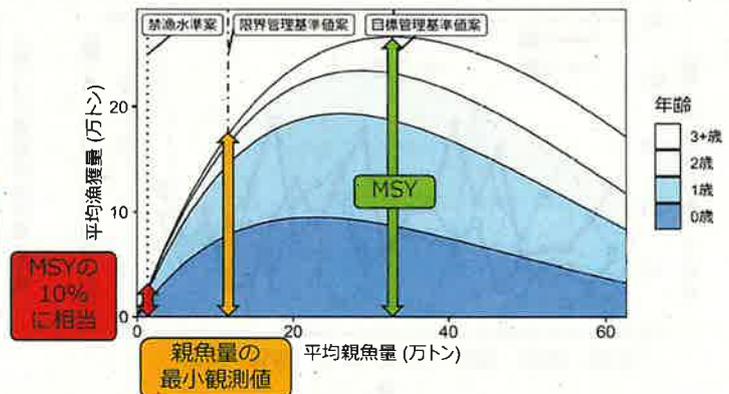


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は33.0万トンと算定される。目標管理基準値案としてはSBmsy、限界管理基準値案としては親魚量の最小観測値、禁漁水準案としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
33.0万トン	11.7万トン	1.3万トン	27.9万トン	26.7万トン	22.2万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ⑤

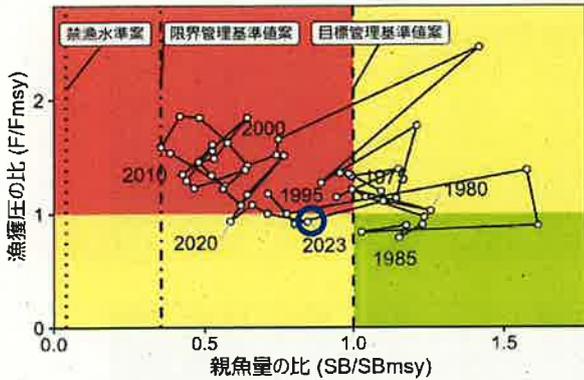


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、1980年代は最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っていたが、1997年以降はSBmsyを下回っている。漁獲圧 (F) は、1980年代前半は概ねSBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っていたが、1993年以降は2020年と2023年を除いてFmsyを上回っている。2023年は親魚量はSBmsyを下回り、漁獲圧はFmsyを下回った。

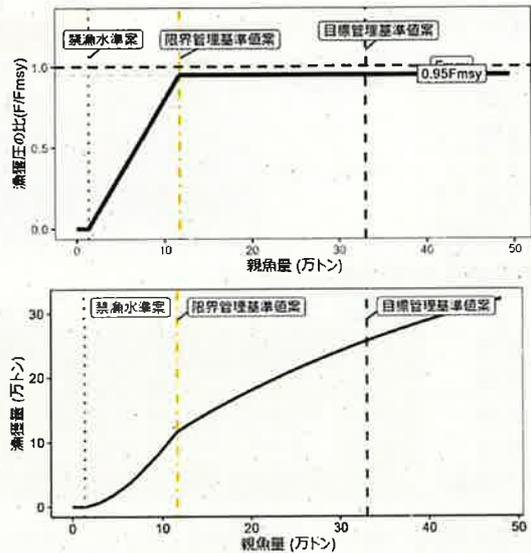


図10 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ⑥

将来の親魚量 (万トン)

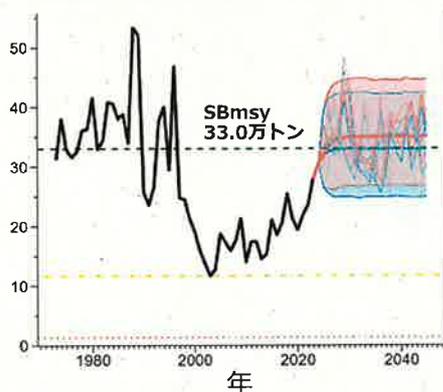
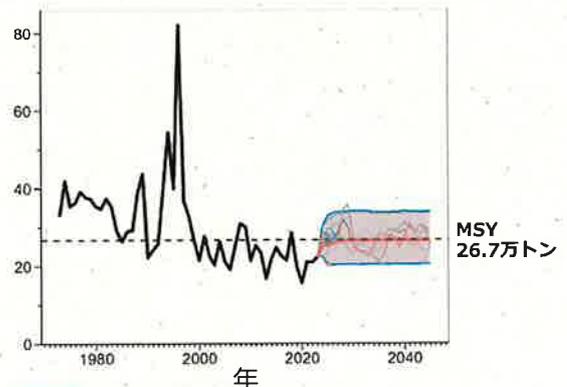


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.95とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案以上、漁獲量の平均値はMSY水準でそれぞれ推移する。

将来の漁獲量 (万トン)



漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.95$)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

----- 目標管理基準値案

----- 限界管理基準値案

----- 禁漁水準案

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

マサバ (対馬暖流系群) ⑦

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

β	2035年に親魚量が目標管理基準値案 (33.0万トン) を上回る確率												
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	確率
1.00	30.6	31.9	32.6	32.8	32.9	33.0	33.1	33.0	33.0	33.0	32.9	32.9	
0.95			33.4	34.2	34.6	34.8	35.0	35.0	34.9	35.0	34.9	34.9	61%
0.90			34.3	35.7	36.4	36.7	37.0	37.0	37.0	37.0	36.9	36.9	75%
0.80			36.1	38.8	40.2	40.9	41.2	41.3	41.2	41.3	41.2	41.2	94%
現状の漁獲圧			32.5	32.7	32.8	32.9	32.9	32.9	32.8	32.9	32.8	32.8	45%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.00	25.7	26.2	26.5	26.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6	26.7
0.95		25.2	25.9	26.3	26.5	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
0.90		24.2	25.3	25.9	26.2	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4	26.4
0.80		22.0	23.9	24.9	25.4	25.6	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
現状の漁獲圧		26.3	26.5	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.6

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧 (2021~2023年の平均： $\beta=1.00$ 相当) の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ とした場合、2025年の平均漁獲量は22.0万トン、2035年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は94%と予測される。また、 β が0.95以下の場合、2035年の親魚量は目標管理基準値案を50%以上の確率で上回ると予測される。 $\beta=0.95$ における2025年漁期の平均漁獲量は25.7万トンである。

※上記の表は暦年 (1~12月) の値である。表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。



マイワシ (対馬暖流系群) ①

マイワシは日本周辺に広く生息し、本系群はこのうち東シナ海～日本海に分布する群である。



図1 分布域

東シナ海北部から日本海北部に広く分布する。産卵場は日本の沿岸。分布域、産卵場は資源量とともに変化すると考えられている。

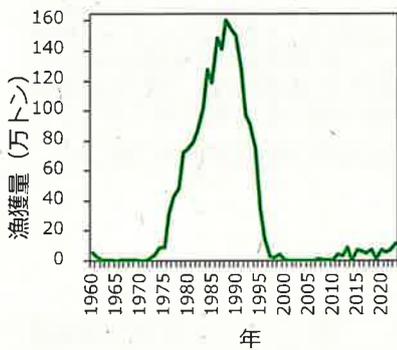


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代から増加し、1983～1991年は100万トンを超えた。その後急速に減少し、2001年には1千トンとなった。2011年以降は増減しながら0.9万～8.5万トンで推移し、2023年は11.6万トンであった。

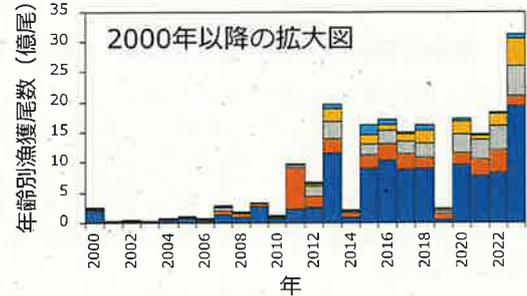
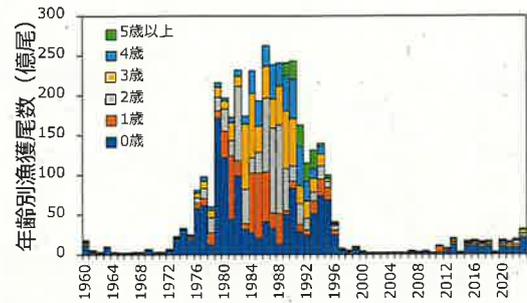


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲物の年齢構成を尾数で見ると、0～2歳を中心に構成されている。2023年は近年では0歳の漁獲尾数が多かった。

マイワシ (対馬暖流系群) ②

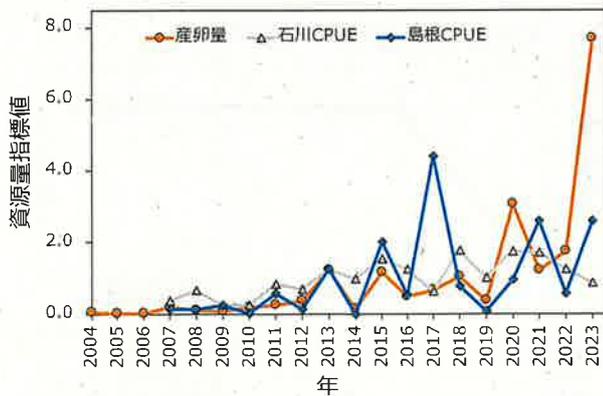


図4 資源量指標値

資源量指標値には、産卵量、石川県中型まき網CPUE（1日・1隻当たりの漁獲量）、島根県中型まき網CPUE（1網当たりの漁獲量）を用いた。すべての指標値は2010年以降、変動しながら増加傾向を示した。各指標値は全期間の平均値が1になるよう規格化している。

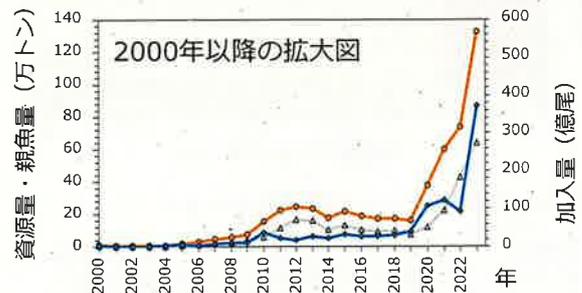
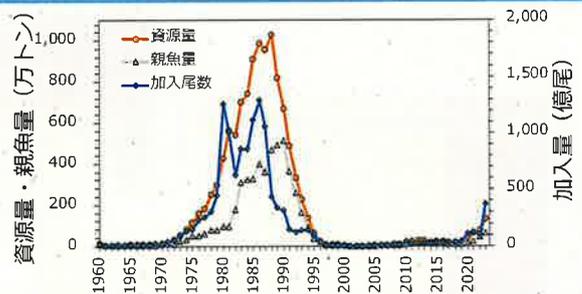


図5 資源量、親魚量と加入量

資源量および加入量（0歳魚の資源尾数）は2020年以降増加傾向にあり、2023年はそれぞれ132.5万トンおよび372億尾であった。親魚量の動向は直近5年間（2019～2023年）で見ると増加で、2023年は64.2万トンであった。

マイワシ (対馬暖流系群) ③

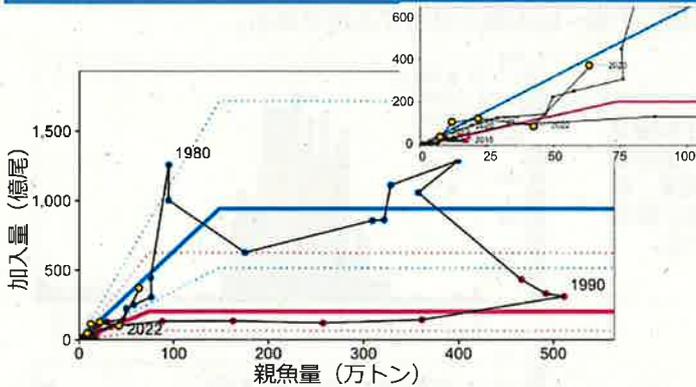


図6 再生産関係 (赤線：通常加入期、青線：高加入期)

通常加入期と高加入期で分けたホッケ-スティック型の再生産関係を適用した。通常加入期 (赤太線) は1960～1975年および1988～2017年 (赤丸) の、高加入期 (青太線) は、1976～1987年 (青丸) の親魚量と加入量に基づく。図中の点線は、それぞれの再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

赤丸、青丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2024年度資源評価で更新された観測値 (橙色はその内の直近5年の観測値) である。

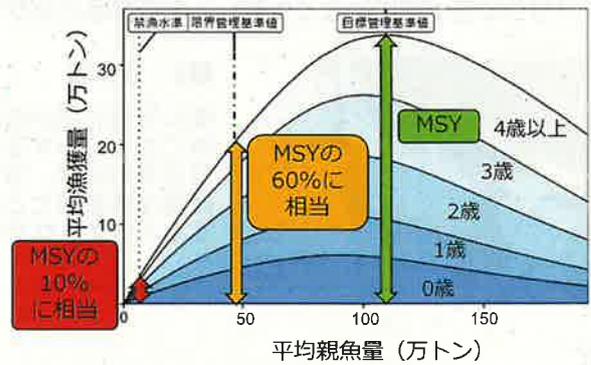


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) は109.3万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

※将来予測は通常加入期の再生産関係に基づく。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
109.3万トン	46.5万トン	6.6万トン	64.2万トン	33.8万トン	11.6万トン

マイワシ (対馬暖流系群) ④

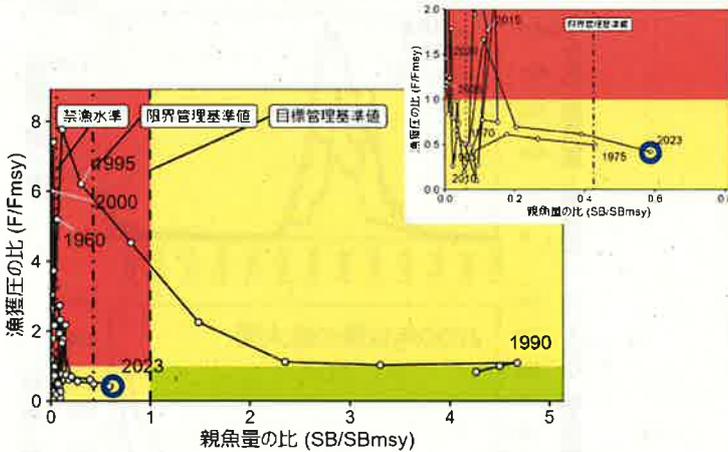


図8 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、多くの期間で最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を下回っており、2023年もSBmsyを下回った。漁獲量 (F) は、近年SBmsyを維持する漁獲量 (Fmsy) を下回っており、2023年もFmsyを下回った。

※通常加入期 (1960～1975年および1988～2023年) の結果を記載。

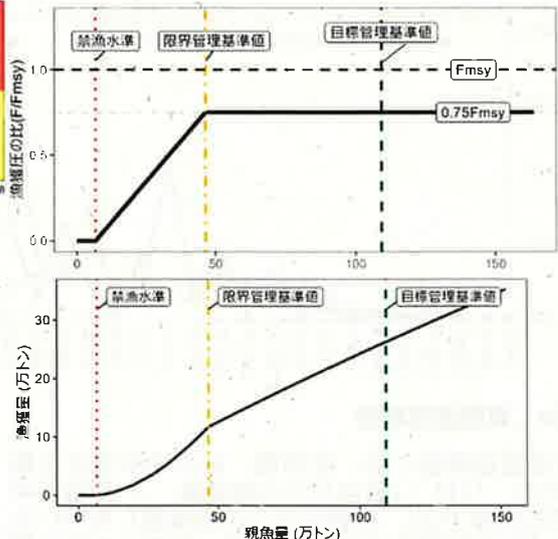


図9 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲率、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数であるβを0.75とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マイワシ (対馬暖流系群) ⑤

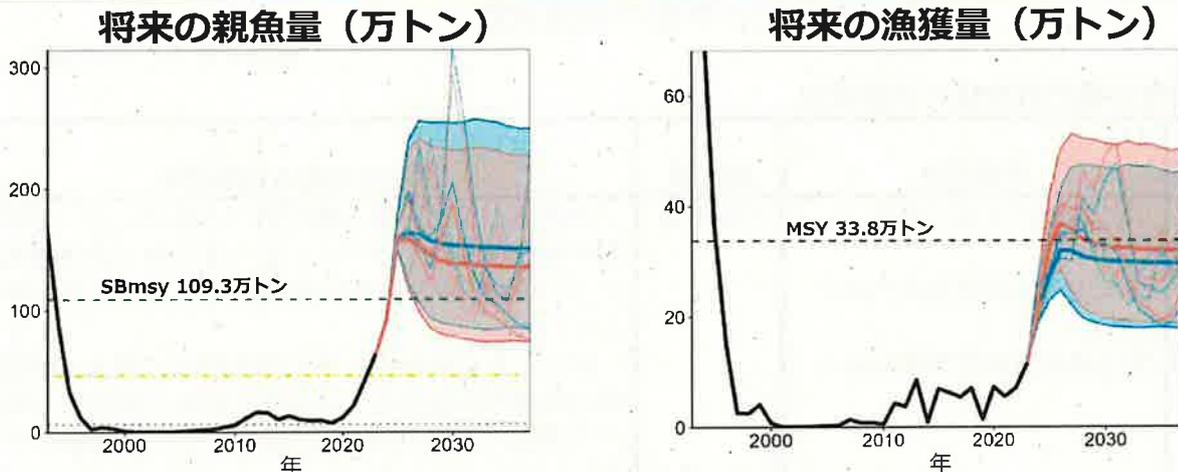


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.75とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は増加した後、目標管理基準値以上で推移する。漁獲量の平均値は増加した後、MSY水準付近で推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 (β=0.75)
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測
 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。
 - - - MSY
 - - - 目標管理基準値
 - - - 限界管理基準値
 禁漁水準

マイワシ (対馬暖流系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン) 2031年に親魚量が目標管理基準値 (109.3万トン) を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031		
1.00	93.1	158.9	149.1	134.8	123.4	118.1	115.5	114.6	46%	
0.80			156.3	148.7	139.9	135.6	133.6	133.1	64%	
0.75			158.9	158.2	152.1	144.4	140.5	138.7	138.3	69%
0.70			160.1	156.2	149.1	145.7	144.0	143.8	143.8	74%
現状の漁獲圧			163.3	162.7	157.2	154.6	153.3	153.3	153.3	80%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
1.00	21.7	42.0	44.6	41.1	37.8	36.4	35.6	35.2
0.80		34.5	38.5	36.9	34.8	33.9	33.4	33.1
0.75		32.6	36.8	35.7	33.9	33.1	32.6	32.4
0.70		30.6	35.0	34.3	32.8	32.1	31.7	31.5
現状の漁獲圧		27.3	31.9	31.8	30.8	30.3	30.1	29.9

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、β=0.75を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う(赤枠)。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧(2021~2023年の平均: β=0.62相当)により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は32.6万トン、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は69%と予測される。併せて、βを0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC (万トン)	2025年の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2021-2023)	2025年の漁獲割合 (%)
32.6	158.9	1.21	14

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針
に基づく令和6年度の取組状況

令和6年12月末現在

1 漁獲努力量削減措置の実施状況

許可種類	管轄団体	措置	令和6年度の実施状況
大 中 型 ま き 網 漁 業 (大臣許可)	山陰旋網漁業協同組合 日本遠洋旋網漁業協同組合 鹿児島県旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」については、漁場移動を発動するような状況が発生していない。 なお、小型魚を主とする漁場形成に備え、漁場移動の具体的取組対応、団体毎の取組が重複する海域での連携や情報共有及び連絡体制等を整備している。
		その他の措置（操業自粛）	「小型魚の漁獲量制限」については、漁獲量制限を発動するような状況が発生していない。
	山陰旋網漁業協同組合	休 漁	原則、月に5日間の休漁を実施。
	日本遠洋旋網漁業協同組合	休 漁	原則、月に6日間の休漁を実施。 令和6年11月9日～10日朝までの一晩、臨時休漁（アジ・サバを目的とした操業の休漁）を実施。
	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県沖合海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を遵守。
		休 漁	原則、月に5日間の休漁を実施。
中 型 ま き 網 漁 業 (県知事許可)	山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協議会)	漁獲量制限	島根県海区におけるアジ・サバ・イワシの1日・1ヶ統あたりの漁獲量上限を100トンに制限（令和6年3月6日～5月26日）、130トンに制限（5月27日～11月2日）、150トンに制限（11月3日から）。
		休 漁	原則、週に1日の休漁を実施。
	長崎県旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」を12回実施。
		休 漁	県南海区、県北海区、五島海区、橘湾は、原則、月に4日間の休漁を実施。 対馬海区は、年間19日以上休漁を実施。
知 事 許 可 中 小 型 ま き 網 漁 業 (県)	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を遵守。
		休 漁	原則、月に5日間の休漁を実施。

2 保護措置

五島西方沖地区及び隠岐海峡地区（西側及び東側）において、特定漁港漁場整備事業により整備した増殖場（マウンド礁）の中心から半径1マイル以内においては、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない。

日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ） 広域資源管理方針概要

・はじめに

日本海西部・九州西海域のマアジ（マサバ・マイワシ）は平成21年度から平成23年度において、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」により小型魚の漁獲圧を一定程度低減し、マイワシも混獲程度の漁獲に努める等の計画を実施してきた。

平成24年度からは新たな資源管理指針・計画制度下で実施すべく従前の資源回復計画において講じた措置を踏襲し、関係者が連携し資源管理に取り組んでいる。

・マアジ、マサバ及びマイワシ広域資源管理の必要性

日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから、大臣許可漁業である大中型まき網と知事許可漁業である中小型まき網漁業が連携・協力して広域資源管理に取り組むことが必要である。

・取り組み目標

マアジ及びマサバは、ともに0歳魚から漁獲圧がかかっていることから、小型魚への漁獲圧を低減する取り組みを目標とする。

マイワシは、小型魚への漁獲圧が増大しないよう取り組みを行いつつ、親魚量を維持・回復させることを目標とする。

・講じる措置

小型魚主体の漁獲があった場合には、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行うほか、原則月4～6日間の休漁等や水揚げ日数の制限に取り組む。

また、特定漁港漁場整備事業により整備した五島西方沖地区及び隠岐海峡地区（西側及び東側）の増殖場（マウンド礁）では、中心から半径1マイル以内では、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない旨の保護措置に取り組む。

【参考】令和8年度に完成予定である大隅海峡地区についても、完成後は同様の保護措置に取り組む。

・検討会議の設置

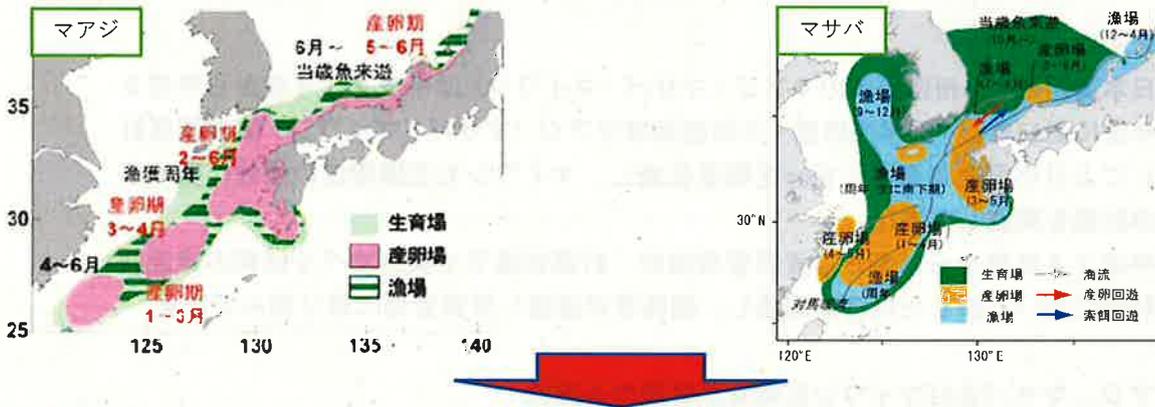
広域的に分布回遊するマアジ、マサバ及びマイワシの資源管理を関係団体等が連携・協力して実施するため、日本海西部・九州西海域マアジ広域資源管理検討会議を設立し、広域資源管理方針の作成、検討及び情報交換等を行う。

・方針の取り扱いと実施期間

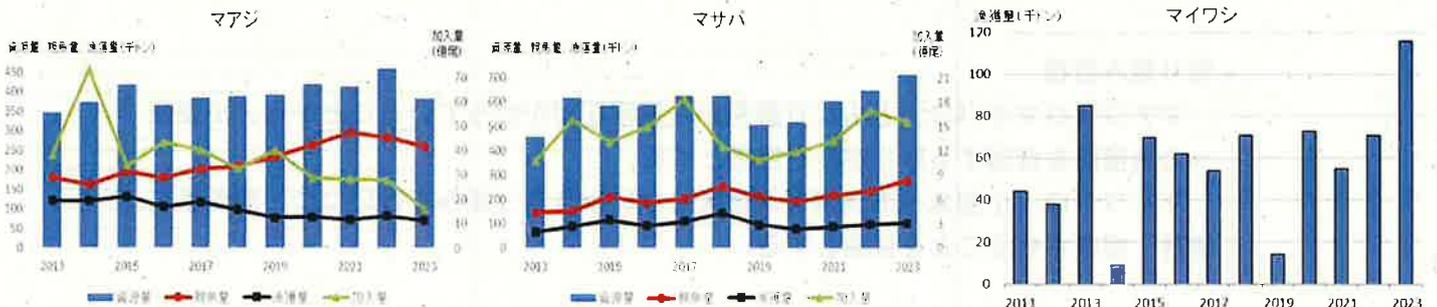
広域資源管理方針は広域資源管理検討会議構成員により作成され、広域漁業調整委員会に報告する。方針は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの管理期間とし、構成員が必要と認めた場合には、管理期間途中での方針変更を行うことができる。

1. 資源の特性及び広域資源管理の必要性

マアジ、マサバ及びマイワシは、日本海西部・九州西海域の広域に分布・回遊する。



広域に分布・回遊する資源の維持・回復のため、大臣許可である大中型まき網漁業と知事許可である中小型まき網漁業が連携・協力して「広域資源管理」に取り組むことが必要



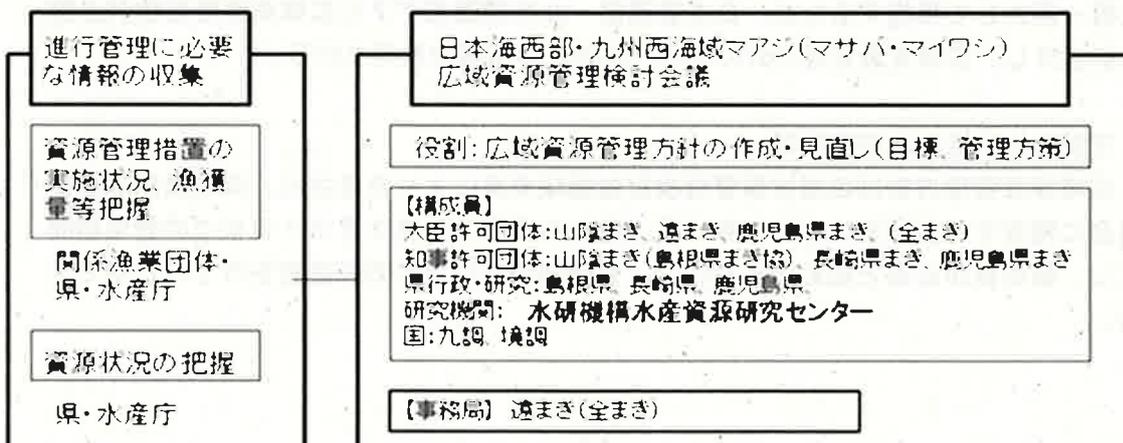
2. 広域資源管理方針の目標

マアジ及びマサバについては、小型魚への漁獲圧を低減する取り組みにより、親魚量の維持・回復を図ることを目標とする。

マイワシについては、引き続き資源状況のモニタリングを行うとともに、小型魚の漁獲圧が増大しないよう取組を行いつつ、親魚量の維持・回復を図ることを目標とする。

3. 日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理検討会議の設置

資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(1) 漁獲努力量の削減措置

許可種類	管轄団体	措置内容
大中型まき網漁業 (大臣許可)	下記全団体	小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。
	山陰旋網漁業協同組合	原則、月に4日間の休漁。
	日本遠洋旋網漁業協同組合	原則、月に6日間の休漁。
	鹿児島県旋網漁業協同組合	鹿児島県沖合海域における1ヶ月の水揚げ日数は18日以内とする。 原則、月に5日間の休漁。
中型まき網漁業 (県知事許可)	山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協会)	小型魚の漁獲量の制限を行う。 原則、週に1日の休漁。
	長崎県旋網漁業協同組合	小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行う。 県南海区、県北海区、五島海区、橘湾は、原則、月に4日間の休漁。 対馬海区は、小型魚の漁獲が多い時期に一定日数の休漁を行う。
中小型まき網漁業 (県知事許可)	鹿児島県旋網漁業協同組合	鹿児島県沖合海域における1ヶ月の水揚げ日数は18日以内とする。 原則、月に5日間の休漁。

(2) 特定漁港漁場整備事業により整備した増殖礁の中心座標から半径1マイル以内の、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない。

地区名	中心座標
五島西方沖地区	世界測地系：北緯33度08分03.69秒 東経128度30分54.26秒 (日本測地系：北緯33度07分51.88秒 東経128度31分02.03秒)
隠岐海峡地区 (西側)	世界測地系：北緯35度47分00.00秒 東経132度54分00.00秒 (日本測地系：北緯35度46分48.99秒 東経132度54分09.48秒)
隠岐海峡地区 (東側)	世界測地系：北緯35度49分20.00秒 東経133度23分00.00秒 (日本測地系：北緯35度49分08.963秒 東経133度23分09.644秒)

隠岐海峡地区 特定漁港漁場整備事業計画書(案) の概要

1 目的

近年減少傾向にある対馬暖流系のマイワシ・マサバ・マアジの資源増大を目的に、隠岐海峡において、マウンド礁を造成し、将来にわたる安定的な漁業生産活動、また水産物の安定供給の確保を図る。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

- ・区域名：隠岐海峡地区

(2) 工事に関する事項

- ・対象魚種：マイワシ・マサバ・マアジ
- ・計画工事種目：湧昇流漁場 1 基
- ・工事期間：令和 7～13 年度（計画）

3 事業費に関する事項

(1) 計画事業費：40 億円

(2) 都道府県の負担割合（総事業費の 100 分の 25 のうち）

- ・島根県 100 分の 91
- ・鳥取県 100 分の 9

4 効果に関する事項

費用対効果分析を実施

（総便益額 B：51.7 億円、総費用額 C：31.5 億円、費用対効果 B/C：1.64）

5 環境との調和に関する事項

マウンド礁を整備することによる生物環境の改善、資源の回復

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

境漁港、関係市場など

資料 6-1

水産資源ごとの検討状況（令和7年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー-会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
アジ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和4年12月14日	令和5年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日				
ベズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）	令和5年5月22日	令和7年2月12日				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
ヒンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ヒンメダイ日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

令和7年度水産関係予算の主要事項

～食料安全保障の確立に向けた持続的な水産業の発展と活力ある漁村の実現～

令和6年12月
水産庁

(※) 各項目の下段()内は、令和6年度当初予算額

1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

【7年度当初】

【6年度補正】

① 漁業経営安定対策の着実な実施

○ 漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策(積立ふらす)を実施

160億円
(202億円)

225億円

○ 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油・配合飼料の価格が一定基準を超えて上昇した場合に、漁業者・養殖業者と国による積立金を原資として、漁業者・養殖業者に対して補填金を交付

8億円
(18億円)

321億円

② 資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進

88億円の内数

うちデジタル庁計上: 7億円の内数

(65億円の内数)

(うちデジタル庁計上: 6億円の内数)

○ 海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実現に向け、新たな技術を活用した調査船調査等や漁業者の協力による漁船活用調査、外国との研究連携等を実施し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を強化するとともに、最大持続生産量(MSY)をベースとする資源評価の精度向上等を推進

4億円

○ 水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造

○ 漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化等に対応したシステムの整備や水産流通適正化制度に基づく流通段階の情報伝達等の電子化を推進するなど、適切な資源評価・適正な流通管理を促進する体制を構築

6億円の内数

うちデジタル庁計上: 3億円の内数

- 漁業法の下、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理等を円滑に推進するため、TAC管理に資する混獲回避技術等の数量管理技術の開発の推進、IQ管理の拡大に向けた取組の支援、資源管理協定の高度化、遊漁の実態把握を推進

【7年度当初】

【6年度補正】

③ 漁業取締・密漁監視体制の強化等

153億円

74億円

うちデジタル庁計上：4億円

- 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持等のため、外国漁船の違法操業に対する万全な漁業取締り等を実施

(159億円)

(うちデジタル庁計上：4億円)

2 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等

【7年度当初】

【6年度補正】

① 特定水産物供給平準化事業

7億円

- ・ 輸入原材料の調達不安定化中、原材料転換に取り組む水産加工業者に安定的に国産原材料を供給するため、魚種の限定なく国産原材料の買取り、一時保管等を支援

② 持続的な食料システム確立緊急対策事業

(新事業・食品産業部計上)
47億円の内数

- ・ 食品製造事業者による産地連携の強化に向けた機械等の貸与や国産原材料の取扱量増加に伴う機械の導入等を支援

③ 養殖業体質強化緊急総合対策事業

16億円

- ・ 価格高騰等の調達リスクを有する配合飼料原材料(魚粉)の国産化に向けた取組、人工種苗の供給拠点の整備、養殖業者による飼料・ワクチン等の共同購入といった協業化の取組に加え、海水温上昇等の環境変化への対応のために行う養殖対象種の転換・多角化に資する資機材の導入等を支援

④ さけ増殖資材緊急開発事業

1億円

- ・ さけふ化放流の効率化を図るため、飼料効率の向上を目指した新たな飼料原料の導入等、増殖団体が行うさけ稚魚の飼料の開発等の取組を支援

3 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

【7年度当初】

【6年度補正】

① 沿岸漁業の競争力強化

○ 漁船・漁具等のリース方式による導入支援

海洋環境の変化を踏まえた操業形態の転換や漁業の省エネ化等に対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革を推進するために必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援

30億円

(30億円)

70億円

(水産業競争力強化緊急事業)

うち漁船導入緊急支援事業

・ 水産業競争力強化のための機器等導入支援

「広域浜プラン」に基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資するとともに付加価値向上を図る漁業用機器や養殖業への転換等に必要な機器、遊漁船の安全性向上に資する機器等の導入を支援

20億円

(水産業競争力強化緊急事業)

うち機器等導入緊急対策事業

② 沖合・遠洋漁業の競争力強化

○ 漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）

高性能漁船の導入等による収益性向上、定置漁業者等による漁獲対象種の転換や協業化、養殖業への転換及び兼業等といった海洋環境の変化への対応など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を推進

12億円

(11億円)

70億円

(水産業競争力強化緊急事業)

うち漁業構造改革総合対策事業

○ 外務省・関係機関と連携しつつ、積極的かつ迅速な漁業協力により、太平洋島嶼国等との協力関係を強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保

6億円

(6億円)

1億円

③ 養殖業の成長産業化

○ 輸出拡大も見据えた養殖業の成長産業化に向け、輸入等に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料や優良系統の種苗開発を支援

3億円

(3億円)

(漁業構造改革総合対策事業)

○ 大規模沖合養殖システムの実証、経営体が協業化等して実施する輸出拡大も見据えたマーケットイン型養殖の実証、現場の課題に対応した技術開発等による収益性向上の取組等を支援

12億円の内数

(11億円の内数)

70億円の内数

(水産業競争力強化緊急事業)

うち漁業構造改革総合対策事業

【7年度当初】

【6年度補正】
5億円

④ 不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業

- ・ 海洋環境の変化等による不漁に対応した、さけ定置の合理化等に向けて漁協等が行う養殖転換や漁法・対象魚種の複合化・転換等新たな操業体制の構築に向けた実証的取組等を支援

⑤ 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策

13億円
(14億円)

- 地域の人材と連携した内水面漁場の効率的な管理、カワウ等の食害防止活動、ウナギ等の内水面資源の回復、環境変化に対応した増殖手法の改良、サケの回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築等の取組を支援

⑥ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成

4億円
(5億円) 5億円

- 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、複数の指導漁業者の下での研修を含めた長期研修の実施、漁業への就業前の若者への資金の交付、若手漁業者の経営・技術能力の向上、海技士の確保や海技資格の取得等を支援

⑦ 水産業のスマート化の推進

7億円の内数
うちデジタル庁計上: 5億円の内数
(6億円の内数)
(うちデジタル庁計上: 4億円の内数) 6億円の内数
うちデジタル庁計上: 3億円の内数

- 漁業者等へのスマート機械導入、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成等の取組を支援

⑧ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化等

3億円
(3億円)

- 収益力向上や広域合併・事業連携等に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援

- ・ 海洋環境の変化等による不漁に対応したさけ定置の合理化等に向けて漁協等が行う養殖転換など新たな操業体制の構築に向けた実証的取組等を支援 (再掲)

5億円の内数

- ・ 安定的な操業に必要な太平洋クロマグロの放流・混獲回避や養殖用生餌の安定供給など収益力向上の取組等を支援

10億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち広域連携緊急対策事業

- | | 【7年度当初】 | 【6年度補正】 |
|--|-------------------------|-----------------------|
| ⑨ 水産物の持続的・安定的な供給に向けた持続可能な加工・流通システムの推進 | 6億円
(6億円) | 7億円
(特定水産物供給平準化事業) |
| ○ 原材料不足や人手不足、輸送能力不足など水産加工業の課題解決に向けた、サプライチェーン上の関係者や専門家等の幅広い連携による ICT や DX 等の先端技術導入等の取組、水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給平準化の取組、魚食普及活動や「さかなの日」等の官民協働による水産物の消費拡大の取組を推進 | | |
| ⑩ 輸出力の強化 | | |
| ・ 加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP等対応の施設・機器整備等を支援 | | (輸出・国際局計上)
50億円の内数 |
| ・ 水産物の更なる輸出拡大を図るため、生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を支援 | | (輸出・国際局計上)
2億円 |
| ・ 持続可能な漁業・養殖業の認証活用を促進するため、国際水準の水産エコラベル認証取得に係る取組等を支援 | | |
| ⑪ 捕鯨対策 | (所要額)
51億円
(51億円) | |
| ○ 捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援 | | |

4 地域を支える漁村の活性化の推進、安全・安心の確保

- | | 【7年度当初】 | 【6年度補正】 |
|---|----------------|--------------------------------------|
| ① 浜の活力再生・成長促進交付金 | 20億円
(20億円) | 45億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち緊急施設整備事業 |
| ○ 漁業所得の向上を目指す漁業者等に必要な共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進 | | |

② 水産多面的機能の発揮等

○ 気候変動・環境変化に対応するため、漁業者等が行う漁場生産力の強化やブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全・モニタリング等の活動について、実効性向上を図りつつその重点的な支援を推進

【7年度当初】

【6年度補正】

(漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業)
14億円
(15億円)

7億円
(海洋環境の変化に対応した漁場保全緊急対策事業)

○ 離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進

21億円
(23億円)

○ 環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、CO2 排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備等を推進

(水産基盤整備事業)
731億円の内数
(730億円の内数)

320億円の内数

③ 海業の全国的な展開

○ 海業の全国的な展開に向け、海業の立ち上げに必要な実証調査やモデルづくり、民間事業者との連携の仕組みや体制づくり、地域において漁業者等が海業に一步を踏み出すための取組を支援

3億円
(-)

2億円

○ 水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加、海業の推進に向けた漁港の有効活用のための環境づくり等を支援

(浜の活力再生・成長促進交付金)
20億円の内数
(20億円の内数)
(漁港機能増進事業)
2億円の内数
(5億円の内数)
(水産基盤整備事業)
731億円の内数
(730億円の内数)

45億円の内数
(水産業競争力強化緊急事業)
うち緊急施設整備事業
5億円の内数
(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁港機能増進事業
320億円の内数

④ 赤潮対策

20億円

・ 赤潮が発生する海域において、赤潮の早期感知に向けた広域的かつ機動的なモニタリングや赤潮発生抑制、貝類の複合養殖等の実証的取組のほか、避難漁場の調査・整備、生け簀の大型化など被害軽減に資する取組を支援

5 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

	【7年度当初】	【6年度補正】
<p>① 水産基盤整備事業<公共></p> <p>○ 拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、CO2 排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進</p>	<p>731億円 (730億円)</p>	<p>320億円</p>
<p>② 漁港の機能増進</p> <p>○ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編、漁業の操業形態の転換・養殖転換、漁港のグリーン化に資する施設の整備等により漁村の活性化を推進</p>	<p>(漁港機能増進事業) 2億円 (5億円)</p> <p>(浜の活力再生・成長促進交付金) 20億円の内数 (20億円の内数)</p>	<p>5億円 (水産業競争力強化緊急事業) うち漁港機能増進事業</p> <p>45億円の内数 (水産業競争力強化緊急事業) うち緊急施設整備事業</p>
<p>③ 農山漁村地域整備交付金<公共></p> <p>○ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付</p>	<p>762億円の内数 (770億円の内数)</p>	
<p>④ 海岸堤防等の対策<公共></p> <p>○ 南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を支援</p>	<p>37億円 (36億円)</p>	<p>14億円</p>
<p>⑤ 漁港関係災害復旧等事業<公共></p> <p>○ 令和6年度能登半島地震や激甚化する台風等により被災した漁港・海岸等の速やかな復旧等を実施・支援</p>	<p>10億円 (12億円)</p>	<p>69億円</p>
<p>⑥ 能登半島地震からの復旧</p> <p>○ 令和6年度能登半島地震により被災した共同利用施設の整備、漁船・漁具の導入等を支援</p>		<p>5億円</p>

6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

【7年度当初】

【6年度補正】

① 水産業復興販売加速化支援事業

(復興庁計上)

41億円

(41億円)

- ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地域における水産加工業の販路回復を促進する取組や被災地水産物の販売促進に必要な取組等について支援

② 被災地次世代漁業人材確保支援事業

(復興庁計上)

5億円

(5億円)

- 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた長期研修等を支援

- 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援

17億円

(17億円)

③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策

(復興庁計上)

7億円

(7億円)

- ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査を実施

- 被災地における種苗の生産・放流の取組を支援

9億円

(10億円)

- 福島県及び近隣県において、新船の導入又は既存船の活用により、収益性の高い操業体制の確保等を図る取組を支援（がんばる漁業・養殖業復興支援事業）、漁業者グループへの漁業用機器設備の導入を支援

48億円

(4億円)

④ 災害関連融資

(復興庁計上)

(融資枠)

122億円

(128億円)

- 被災した漁業者等の復旧・復興の取組に対して金融支援を実施

漁業収入安定対策事業

【令和7年度予算概算決定額 15,995 (20,186) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 22,500百万円)

<対策のポイント>

計画的に資源管理・漁場改善に取り組み漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入の合理化を推進します。

<事業目標>

漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組み漁業者による漁業生産の割合 (90%)

<事業の内容>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立がらす>

計画的に資源管理等に取り組み漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。(漁業者と国の積立金の負担割合は 1 : 3)

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

<共済掛金の追加補助>

計画的に資源管理等に取り組み漁業者に対し、共済掛金への漁災法の法定補助に加え、上乘せ補助をします。

(国の上乘せ補助は共済掛金の30% (平均) 程度)

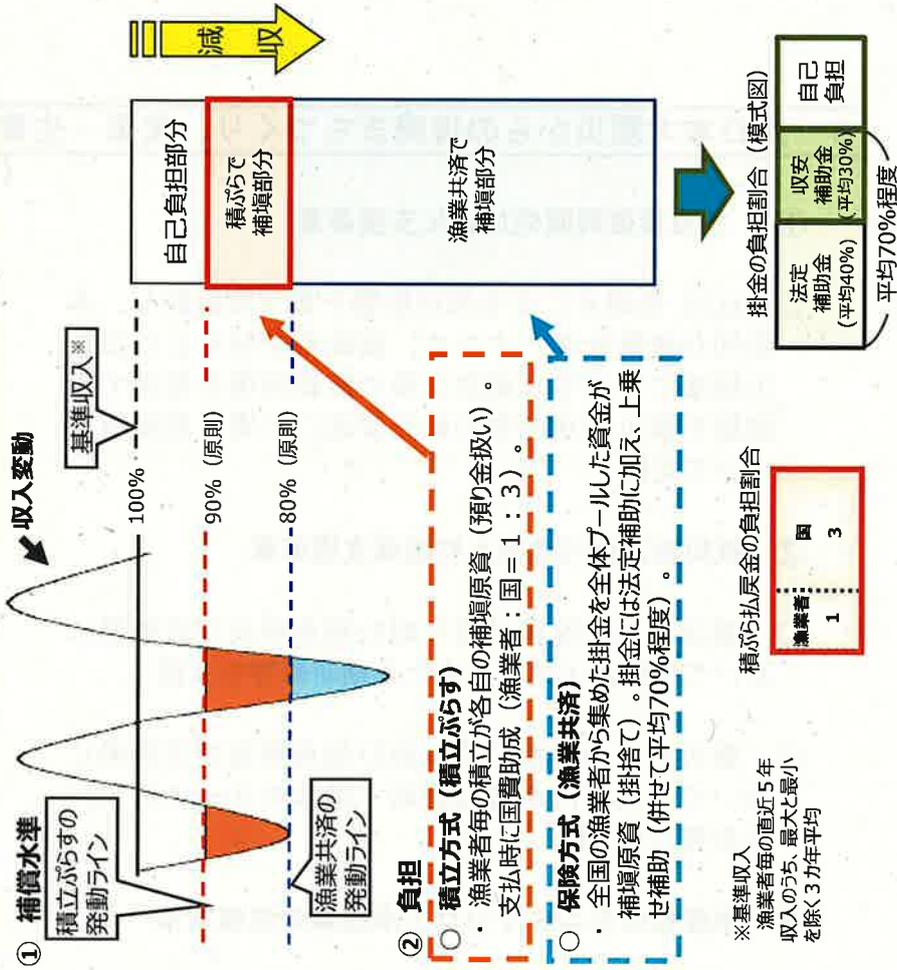
3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2356)

水産資源調査・評価推進事業等

【令和7年度予算概算決定額 7,447 (5,183) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 390百万円)

＜対策のポイント＞

海洋環境の変化を踏まえた資源評価のため、新たな技術を活用した調査船調査、市場調査、漁船活用調査等を実施し、最大持続生産量 (MSY) をベースとする資源評価の高度化・精度向上、資源の水準及び動向の判断、不漁等を含む資源変動に対する海洋環境要因の把握を推進します。

＜事業目標＞

資源評価の着実な実施と高度化 (MSYをベースとする資源評価対象資源数) (38資源 [令和6年度] → 43資源 [令和10年度まで]) 等

＜事業の内容＞

1. データの収集及び資源調査

資源評価対象種の資源評価の高度化・精度向上のため、都道府県水産試験研究機関及び大学等とも連携し、新たな技術を活用した調査船調査や、市場調査、漁船活用調査等を行い、資源水準及び資源動向の判断並びにMSYをベースとする資源評価の精度向上に必要な生物学的情報、再生産情報、年齢別の漁獲情報等を収集し、資源評価等を実施します。

2. 海洋環境要因の把握 (不漁要因の解明等)

スルメイカ、サンマ、サケ等の不漁やブリ、ズワイガニ等の分布・回遊の変化を踏まえ、分布域の変化、稚魚の発生状況、水温、海流及び餌料環境等の情報を収集し、海洋環境と資源変動及び漁場形成との関係解明に取り組みます。また、水産資源を取り巻く生態系の変動等を俯瞰的に評価し、海洋環境の変動や種間関係等を含めた資源評価の実装に取り組みます。

3. 資源評価の精度向上、理解促進等

外部有識者によるレビュー及び二国間・多国間の枠組みを活用した研究連携を推進し、資源評価の高度化・精度向上に取り組みます。また、資源評価の方法や評価結果の情報提供を通じて、理解促進を図ります。

4. (国研) 水産研究・教育機構の漁業調査船の代船建造

漁業調査船「蒼鷹丸」について、高まる資源調査のニーズへの対応と様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行のため代船を建造します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

水産研究・教育機構、都道府県、大学等が共同で実施

- データの収集・資源調査
 - ・国、都道府県が連携して調査船調査や漁獲報告により情報を収集
 - ・市場調査や漁船活用調査等を実施し、漁業者等からの情報を収集
 - ・NPFC等、我が国の漁業に強く関係する国際資源管理種の資源や生態の情報を収集
 - ・水産資源に変動を及ぼす海洋環境の調査等
- 漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造
 - ・高まる資源調査のニーズへの対応
 - ・様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行
 - ・建造から30年経過し、安全な運行と調査の実施に支障



蒼鷹丸の代船を建造

MSYをベースとする資源評価

- MSY水準に基づく資源状態の判断
- 生物学的許容漁獲量 (ABC)の算定等

資源水準・資源動向による資源評価

- 資源量指標値等の分析
- 資源水準・資源動向の判断

国際資源の資源評価

- 調査船調査の結果も含めた資源水準・資源動向の解析

○資源評価結果の活用

- ・資源状態、ABCといったMSYをベースとする資源評価を提供
- ・資源水準・動向の情報を地域に提供し、自主的な取組である資源管理協定等に活用
- ・我が国の漁業に関係する公海域などの国際資源管理の強化

【お問い合わせ先】 (1~3の事業) 水産庁漁場資源課 (03-6744-2377)
 (4の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

スマート水産業推進事業

【令和7年度予算概算決定額 653(611)百万円】
 (令和6年度補正予算額 598百万円)

＜対策のポイント＞

漁獲情報の電子的な収集体制の強化等に対応したシステムの整備や生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入支援を進めます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施を推進するため、漁獲情報の伝達・保存等が可能なシステムの安定的な運用の確保や漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化等への支援に取り組みます。

＜事業目標＞

- 漁獲情報等を収集し、資源管理、評価等に活用する体制を確立（39都道府県〔令和7年度まで〕）
- 新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. スマート水産業情報システム構築推進事業

漁獲情報等の電子的な収集体制の強化と資源管理・評価の高度化に対応したシステムの運用・保守・改修を行うとともにシステムの最適化に取り組みます。

2. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を育成支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

3. 水産流通適正化制度における電子化調査推進事業

水産流通適正化制度の円滑な実施を推進するため漁獲情報伝達システムの安定的な運用を図ります。

4. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

太平洋クロマグロの漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化等に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

スマート水産業の推進

水産資源の持続的利用のための取組

＜目的＞ 資源評価・資源管理の高度化
 ・資源評価の精度向上、適切な数量管理の実現、資源管理の徹底

スマート水産業推進事業

漁獲情報等を収集・管理する機能等を持つシステムの一体的な整備、運用等や人材育成・機械導入支援を実施します。

水産業の成長産業化に向けた取組

＜目的＞ 漁業・養殖業の生産性向上
 ・動・静・経路に基づく漁業からの脱却、スマート水産技術の生産現場への展開、データの利活用

スマート水産業情報システム構築推進事業

- ・知事許可、大臣許可漁業の漁獲情報
- ・TAC管理・IQ管理、許可情報
- ・かつお、まぐろ等国際資源の漁獲情報
- ・生物、海洋環境データ等

水産流通適正化制度における電子化調査推進事業

- ・情報伝達等の電子化推進
- ④ 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策
- ・太平洋クロマグロの資源管理の強化の推進

スマート水産業情報システム構築推進事業

- ・漁業者に海洋環境情報等を提供すること等により、水産業の成長産業化を支援

- ② スマート水産業普及推進事業
- ・生産現場でのスマート化の取組を全国に広げていくことで、水産業の成長産業化を推進

【お問い合わせ先】 (1,2の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
 (3の事業) 加工流通課 (03-6744-2511)
 (4の事業) 加工流通課 (03-6744-2519)

新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業

【令和7年度予算概算決定額 706 (657) 百万円】

＜対策のポイント＞

改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

＜事業目標＞

資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t [令和4年度] → 444万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築促進事業
 - ア 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
 - イ IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。
- ② 資源管理協定高度化推進事業
 - 自主的な資源管理体制の高度化のための資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
 - ア 適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。
 - イ 遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣を通じて、遊漁船業者・遊漁者に対する資源管理等の指導・周知啓発を支援します。

2. 国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 (1)①アの事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
 (1)①イ②の事業) 漁獲監理官 (03-3502-8452)
 (1)③の事業) 管理調整課 (03-3502-7768)
 (2の事業) 国際課 (03-3501-3861)

＜事業イメージ＞

国内資源の管理体制構築促進

「TAC管理・IQ管理を強化」

- 数量管理のための技術の開発
 - ・定置網漁業等の数量管理技術の開発を支援
- IQ管理の推進に向けた調査等の取組
 - ・大臣許可漁業における導入事例等を対象に、導入の効果や課題、改善点等を調査・分析する取組を支援

「自主的な管理を強化」

- 資源管理協定の高度化
 - ・資源管理協定の着実な実施に加え、資源管理協定の取組の効果の検証のために必要な調査指導等を行い、自主的資源管理措置の高度化を支援

「遊漁採捕量等の把握、遊漁者等への周知啓発等」

- ・遊漁採捕量等の調査、遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣を支援。

国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
 - ・科学オプザバーの配乗・電子モニタリングの実施・収集データの解析にかかる体制構築
 - ・DNA分析等による漁獲・輸入管理

さけ・ます等栽培対象資源対策事業

【令和7年度予算概算決定額 551 (611) 百万円】

<対策のポイント>

栽培漁業を、資源管理の一環として資源評価を踏まえて効果的に実施していくため、環境変化に対応した増殖手法の改良等の取組とともに、さけ・ますの地域全体の回帰率の向上を目指した広域連携体制を構築するための取組を支援します。

<政策目標>

新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t [令和4年度] → 444万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

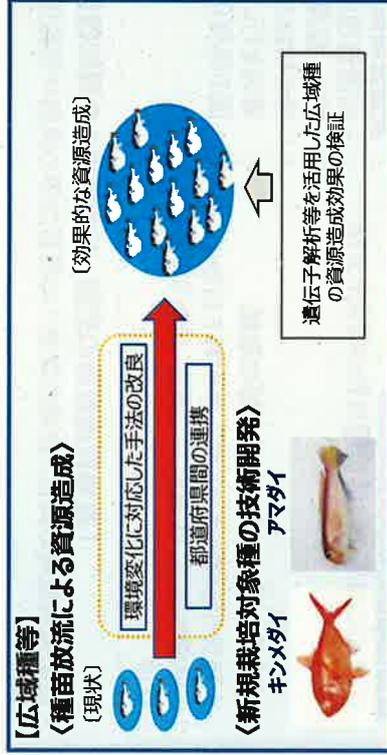
1. 広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流

- ① 海水温上昇等の環境変化に対応した増殖手法の改良や、都道府県間の連携体制構築、及び遺伝子解析等を活用した広域種の資源造成効果の検証等の取組を支援します。
- ② 資源管理に取り組み漁業者からのニーズの高い新規栽培対象種の種苗生産・放流技術の開発や資源評価の精度向上に資する標識応用技術の開発を行います。

2. さけ・ます類の回帰率向上に向けた調査・技術開発

- ① 放流種苗の大型化を目指したふ化放流の広域連携体制を構築するとともに、河川間の連携により地域全体の放流効果を最大化するための取組を支援します。また、放流魚の回帰効果を調査・検証するとともに、これまでに得られた種苗生産・放流技術を広く普及する取組を支援します。
- ② 放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術開発や沿岸域での生残条件解析等を行います。

<事業の流れ>



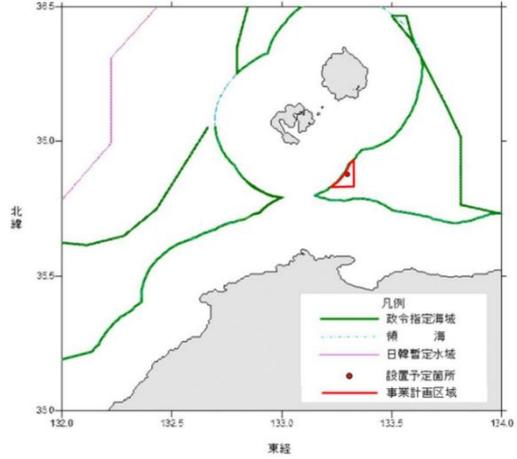
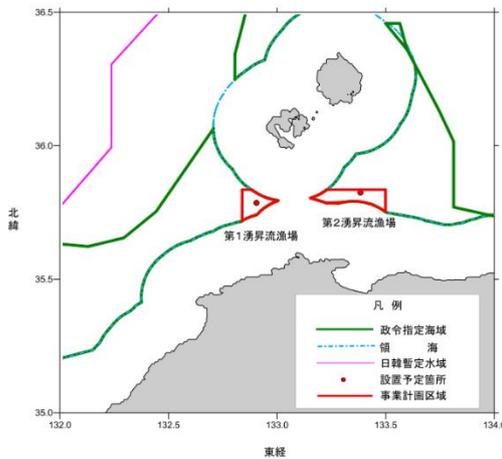
資源造成・回復

【お問い合わせ先】 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2385)

隠岐海峡地区フロンティア漁場整備事業について（補足説明資料）

1 整備位置

（既設）西側：H29.10完成、東側：R2.12完成（新規計画）



2 整備規模

既設	新規計画
<ul style="list-style-type: none"> 総事業費：5,500百万円 事業計画：H25～R2 計画規模：2基 整備規模：西側：高さ17m、延長178m 東側：高さ15m、延長130m 設置水深：西側113m、東側82m 	<ul style="list-style-type: none"> 総事業費：4,003百万円 事業計画：R7～R13 計画規模：1基 整備規模：高さ15m、延長200m

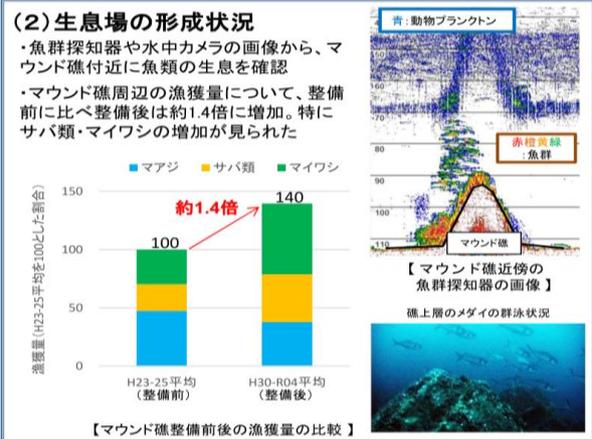
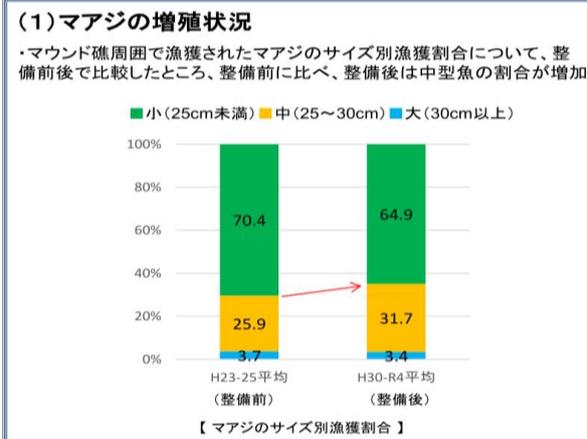
3-1 既存漁場（西側）の整備効果（魚類の増殖及び生息場形成）

(1) 基礎生産力の向上による魚類の増殖

- 海流を利用して底層の栄養塩を上層へ供給することで、植物プランクトン及び動物プランクトンが増加し、プランクトン食性の魚類が増殖。さらに、食物連鎖により、プランクトン食性の魚類を捕食する魚類（肉食性魚類）も増殖。
- プランクトンや魚類の死骸等の有機物の沈降により、ベントスやそれを捕食する底層魚が増殖。
- 良好な摂餌により、魚体重の増加や生息環境の向上が図られる。

(2) 水産動植物の良好な生息場の形成

- マウンド礁の魚礁機能や良好な摂餌環境により水産動植物が顕著に増殖し、良好な生息場が形成。



3-2 既存漁場（西側）の整備効果（マウンド礁周辺での漁獲量）

関係県全体や対馬暖流系群全体の漁獲量に比べ、マウンド礁周辺では整備後に漁獲量が増加しており、マウンド礁周辺において良好な漁場が形成されている。

